

新型コロナウイルス感染症に係る 介護保険料の減免

次の①または②のいずれかに該当する第一号被保険者(65歳以上)の方は、申請することで介護保険料が減免になります。

減免要件

- ① 世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に感染し、死亡または重篤な傷病を負った場合
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」という)の減少が見込まれ、次の(1)および(2)に該当する場合
 - (1) 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
 - (2) 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

申請方法・減免額など詳しくは保健福祉課介護高齢係までご相談ください。
また、後期高齢者医療保険についても保険料の減免および傷病手当金の支給が可能な場合がありますので、併せてお問い合わせください。

問い合わせ先 保健福祉課介護高齢係 (31)2512

要介護1～5の認定を受けている 65歳以上の皆さまとご家族さまへ

障害者控除対象者認定をご存じですか。
認定基準を満たし、認定を受けた方は、税法上の障害者控除対象者とみなし、所得税および住民税の控除を受けることができます。

控除を受けるには、申請の上、「障害者控除対象者認定書」の交付を受ける必要があります。

1. 認定基準

身体障害者手帳等の交付を受けていない65歳以上の方で、要介護認定を受け、次の基準に該当する方が対象です。状態により障害者または特別障害者の区分に分けられ、控除額が異なります。

【障害者】

・認知度Ⅱa、Ⅱb、Ⅲaもしくは自立度A1、A2、B1の方

【特別障害者】

・認知度Ⅲbより重度もしくは自立度B2より重度の方

※認知度および自立度のランクは介護保険主治医意見書および認定調査票の双方を確認し、差異がある場合は要介護1～3を障害者、要介護4・5を特別障害者とする基準となります。

2. 申請方法

- ① 昨年度までにすでに認定を受けている方
認定書に有効期限はありませんので、介護度に変更がない限り毎年有効です。
ただし、介護度の変更や心身の状況により区分が変更となる場合は、再度障害者控除対象者認定書の交付申請が必要となります。
- ② まだ認定を受けていない方
障害者控除対象者認定書の交付申請が必要です。申請後、「1. 認定基準」に該当するか確認し、認定書を交付します。
審査により該当しない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先 保健福祉課介護高齢係 (31)2512

百寿の皆さまを訪問

御代田町高齢者祝賀事業

今年度、町では100歳を迎えられる方が5名、88歳を迎えられる方が69名いらっしゃいます。

※本人およびご家族から掲載の了解を得た方をご紹介します。

祝
100
歳

祝
88
歳

100歳を迎えられるのは、塩野区の内堀とよ子さん、内堀竹子さん、馬瀬口区の奥田進一郎さん、栄町区の土屋いつよさん、草越区の土屋はる子さんの5名です。

100歳の皆さまの元へ、町からの敬老給付金に加え、内閣総理大臣および長野県知事からの表彰状、銀杯を携え、お祝いに伺わせていただきました。

敬老訪問では、毎日の過ごし方やご家族のことなどのお話を聴かせていただきました。普段から畑の草むしりをしたり、農作物を育てているほか、お孫さんにお祝いの品をいただいた、今度お孫さんが生ま



内堀とよ子さん

(→とよ子さんは地域の元氣高齢者として、9月16日の信濃毎日新聞にも取り上げられました。)

れる予定で楽しみにされているというお話には、こちらも幸せな気持ちになりました。今回の高齢者祝賀事業と



内堀竹子さん

おし、たくさんのはつらつ高齢者」の皆さまの笑顔に触れ、あふれるエネルギーをいただくことができました。



土屋いつよさん

米寿、百寿のお祝いを迎えられること、心よりお喜び申し上げます。今後も高齢者の皆さまのますますのご健康と長寿を心よりお祈りいたします。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、88歳の方への敬老給付金につきましては、お振り込みの対応とさせていただきます。

百寿の土屋はる子さんは、10月に逝去されました。心よりご冥福をお祈りいたします。

問い合わせ先
保健福祉課介護高齢係

(31)2512